

2 主体別の行動指針

今日の環境問題は、その多くが一人ひとりの日常生活や、通常の事業活動に起因するものです。環境への負荷の少ない持続可能な社会を作るためには、県民、事業者がそれぞれ環境に配慮した行動を取るように心がけていただくことが不可欠です。

この計画では、県民が環境負荷の少ない「エコライフ」を送り、健康で文化的な生活を確保するため、また、事業者が環境にやさしい事業活動を行うため、日常的にどのような行動を取ることが望ましいかを示す「主体別の行動指針」を定めました。

県は、市町村とも協力しながら、様々な機会を通じて、県民、事業者の皆様はこの行動指針の実践を働きかけるとともに、優れた取組を応援してまいります。環境保全のための取組への積極的な参加をお願いいたします。

基本的な行動指針	
県民	・快適な日常生活が環境に負荷をかけていることを認識し、一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
事業者	・資源・エネルギーの消費や、廃棄物の発生など事業活動が環境への負荷を生じさせていることを認識し、可能な限り環境にやさしい事業活動とするための取組を進めます。

(1) 地球環境の保全

～信州から発信する
低炭素型の地域づくり～



県民	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの使用や再利用できる容器の選択などにより廃棄物の発生を抑制し、発生してしまう廃棄物はリサイクルできるよう努めます。 ・家電製品等の購入に当たっては、省エネルギー性能の高い製品やノンフロン製品を選択します。 ・住宅の建築に当たっては、低炭素社会づくりに配慮した省エネルギー型住宅を選択するとともに、健全な森林の育成や運搬の際に排出されるCO₂を削減するため、県産材を活用するよう努めます。 ・住宅用の太陽光発電の導入やペレットストーブなどによるバイオマス燃料の利用など、再生可能エネルギーを活用するよう努めます。 ・自家用車の利用を見直し、可能な限り自転車や公共交通機関への転換を図ります。
----	---

- ・自家用車の購入に当たっては、ハイブリッド車やより低燃費の車を選択します。また、運転に当たってはエコドライブを心がけ、不要なアイドリングは行いません。
- ・温暖化対策としての森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加します。
- ・森林・林業への理解を深め、間伐材などの県産材や木質バイオマスを積極的に活用します。
- ・カーボンオフセット等の取組を活用するよう努めます。
- ・地球温暖化防止に関する様々な取組や学習会などに積極的に参加します。

事業者

- ・省エネ診断の受診や環境マネジメントシステムの導入などにより、積極的な環境保全のための取組を推進します。
- ・低炭素社会づくりに配慮した省エネルギー化が可能な建築物の導入や事業所のエネルギー管理の徹底、建物全体の省エネルギー化を進めます。
- ・工場や事業所等での機器の導入や物品の購入に当たっては、省エネ性能が高い機器や環境負荷の少ない製品を選択するグリーン購入を行います。
- ・運送用トラックなど業務用車両への低燃費車の導入やバイオ燃料の使用に努めるとともに、その運行に当たってはエコドライブを心がけ、不要なアイドリングは行いません。
- ・CSR活動として森林づくりなどの環境保全活動に参加するとともに、森林のCO₂吸収の認証を積極的に取得します。
- ・森林のもつ多面的な機能を持続的に発揮させるよう、適正な間伐による森林整備を行うなど、健全な林業を推進します。
- ・森林・林業への理解を深め、間伐材などの県産材を活用した製品の供給と、木質バイオマス等の利活用を進めます。
- ・メタン、一酸化二窒素の排出量を削減するため、完熟たい肥の活用や窒素肥料の適正使用を進めます。
- ・カーボンオフセットやカーボンフットプリント、国が試行する排出権取引などの取組に参加するよう努めます。
- ・温暖化防止のための地域の様々な取組に積極的に参画するとともに、県民やNPO等との連携・協力を努めます。
- ・脱フロン型生産体制の整備やフロンの回収適正処理を進め、フロンの大気中への漏出を防ぎます。

家庭でできる温暖化対策		
NO	取組内容	CO ₂ 削減量(kg/年)
1	冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する。	32.5
2	週2回往復8kmの運転をひかえる。	184
3	毎日5分間アイドリングストップを行う。	38.6
4	待機電力を50%削減する。	60.1
5	シャワーを1日1分家族全員が減らす。	69.0
6	毎日風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。	6.6
7	毎日、ジャーの保温を止める。	34.2
8	家族が同じ部屋で過ごし、暖房と照明の利用を2割減らす。	238
9	毎日買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ。	58.3
10	テレビを見る時間を1日1時間減らす。	14.2

出典・算定 全国地球温暖化防止活動推進センター
算定根拠：<http://www.jccca.org/content/view/1053/678/>

家庭からの二酸化炭素排出量算定用CO ₂ 換算係数		
電気	0.481 kg/kWh	2006年度中部電力(株)の温室効果ガス排出係数
ガス	2.08 kg/m ³	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)
灯油	2.49 kg/l	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)
ガソリン	2.32 kg/l	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)

(参考)省エネ家電製品により温室効果ガス排出量削減効果を算出できるサイト：
<http://shinkyusan.com/index.html>

(2) 生活環境の保全

～安全・安心
な生活環境の保全～



県民

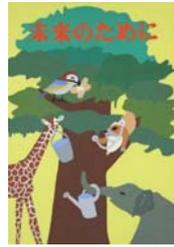
- ・雨水貯留タンクや浸透ますの設置、緑化に努め、雨水の利用や浸透を図ります。
- ・こまめに水を止めたり、節水型の設備・機器の利用など節水を心がけます。
- ・洗剤の適量使用や、食用油の使い切り、リサイクル活用など適正処理を進め、河川等へ汚濁負荷を流出させないように努めます。
- ・灯油等の取扱いに当たっては、漏えいのないように十分注意します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・水源のかん養、県土の保全などの森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加します。 ・河川の上下流の住民交流を深め、水環境保全の意識の共有を図ります。 ・下水道や農業集落排水施設等への速やかな接続と適正利用、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。 ・必要以上のテレビ音量や自動車の空ぶかしなど、他人の迷惑になる音や臭いを出さないようにします。 ・美しい星空を守るため、屋外照明の強さや向きに配慮して光害の防止に努めます。 ・肥料や農薬に対する正しい知識を学び、環境にやさしい農業への理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめに水を止めたり、節水型設備・機器を導入します。また、雨水貯留タンクや浸透ますの設置、非舗装面の確保や緑化などを進め、水の再利用や水循環の確保を図ります。 ・事業の実施に当たっては、水源地の森林の保全に十分配慮します。 ・定期的に排水や事業場内の地下水の水質測定を実施し、排水基準等の適合状況を確認するとともに、環境報告書等により積極的に情報を公開します。また、排水や原料の漏えいに注意し、土壌汚染防止に努めます。 ・下水道への速やかな接続や合併処理浄化槽の設置、適正な維持管理を図ります。 ・低騒音機械の導入、機械の適正設置・操作、効果的な防音壁の設置、緩衝空間の確保などにより騒音や振動の発生防止に努めます。 ・工場・事業場施設の密閉、排気の適正処理などにより悪臭発生の防止に努めます。 ・アスベストの処理に当たっては法令を遵守し、周囲への飛散などがないよう適正な処理を徹底します。 ・ダイオキシン類やばい煙、粉じん等発生施設を適正に管理するとともに、定期的に排出ガスの測定を行います。 ・有害物質や化学物質を取り扱う場合には、管理を徹底するとともに、回収や再利用などによって排出量の削減に努めます。 ・美しい星空を守るため、夜間操業時の光の漏えい低減や屋外照明の強さや向きに配慮して光害の防止に努めます。 ・化学肥料や化学合成農薬の使用を出来るだけ減らし、環境にやさしい農業を実践します。 ・法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理や、たい肥化による有効活用を図るとともに、ふん尿の流出や悪臭発生の防止に努めます。

・養殖業においては、国の内水面養殖管理指針に基づき、適正な給餌管理に努めます。

(3) 自然環境の保全

～豊かな自然から学び、
自然と共生する社会づくり～



県民

- ・地域に生息・生育する希少野生動植物について、地域ぐるみで保護活動を行います。
- ・地域に存在しない動植物を放したり、持ち込まないようにします。
- ・ブラックバス等の外来魚により在来魚への被害や生態系のかく乱が生じていることを理解し、駆除に協力するとともに、捕獲した外来魚は再放流しない、また、他の場所に放さないなど拡大の防止に努めます。
- ・野生動植物に関する正しい知識の習得に努め、豊かな生態系が維持されるように適正に自然公園等を利用します。
- ・自然観察インストラクターによる学習の機会や、自然観察会など自然とふれあう機会に積極的に参加します。
- ・みどりの募金等を通じて、環境緑化の推進に貢献します。
- ・手入れの遅れた里山の森林整備を推進するとともに、県産材利用指針に基づき積極的に県産材を利用します。
- ・農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、地域ぐるみで農村資源の保全管理に取り組む共同活動へ参画します。
- ・農業への理解を深め、遊休農地の活用に向けた取組に積極的に参加します。
- ・野生鳥獣との共存のために、集落ぐるみで農林業の被害防止対策を実施します。

事業者

- ・漁業関係者は、ブラックバス等の外来魚の生息拡大を防ぐために、捕獲駆除等を進めます。
- ・事業計画の策定や事業の実施に当たっては、自然環境への配慮を徹底します。
- ・山小屋経営者は、立地条件に応じたし尿処理施設を導入するなど、山小屋トイレのし尿処理方法を改善します。
- ・持続的な森林経営かつ健全な林業生産活動を進め、森林を適正に維持管理して森林資源の活用を図るとともに、森林づくりのための知識や技術を提供します。
- ・森林や農地がもつ多面的機能が十分に発揮されるよう森林や農地を適正に維持管理します。

- ・企業のCSR活動として、森林づくりに積極的に参加・協力するよう努めます。
- ・開発に当たっては、森林のもつ多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮します。
- ・地域の特性に応じて、信頼性の高い県産材製品を安定的に生産、供給します。
- ・天敵を用いた病害虫防除や有機性資源を利用した、環境にやさしい農業を実践します。
- ・地域住民と連携し、遊休農地の有効活用に努めます。

(4) 資源循環型社会の構築

～廃棄物の発生抑制
・資源循環等による
環境負荷の最小化～



県民

- ・ペットボトル等使い捨て商品の使用を控えて、長く繰り返し使える商品、リサイクル商品、詰め替え商品、エコマーク*・グリーンマーク*商品等、環境にやさしい商品や製品を積極的に購入します。
- ・買い物袋を持参し、不要なレジ袋や過剰な包装などはきちんと断り、家庭のごみを減らします。
- ・食品や料理などは「買い過ぎない・作り過ぎない」を心がけ、食べ残しや手つかずによる食品残さ（生ごみ）を減らします。
- ・ものの大切さ、「もったいない」という考え方の必要性を再認識し、長寿命の家や商品を選択したり、故障した時は修理するなど、長期間大切に使います。
- ・家電リサイクル法など、各種リサイクル法で定められたリサイクル料金を適正に支払い、適切な再生処理や再資源化がなされるように努めます。
- ・不用品の交換会やフリーマーケット、地域の集団回収や資源回収に積極的に参加し、リユース・リサイクル活動の輪を広げるなど、暮らしにおける3R活動を実施していきます。
- ・家庭ごみの排出に当たっては、市町村が定めた区分とルールに従い、適正な分別収集やリサイクルに協力します。
- ・外出や行楽時等のごみの持ち帰りを徹底し、豊かな環境づくりを進めます。
- ・地域や学校などでごみ拾いやパトロールに取り組み、空き缶やたばこのポイ捨てや野焼き防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄を発見したら、すみやかに関係機関に通報し、県民総ぐるみで早期発見、早期対応に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任についての認識を深め、製品が環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント手法や、環境配慮設計の活用による環境にやさしい省資源型ものづくりを進めます。 ・製造工程のロスを負の製品のコストとして評価を行うマテリアルフローコスト会計の導入による、製造工程での環境負荷低減と生産性向上の両立を図ります。 ・事業活動に伴って発生する廃棄物の抑制、減量化、再資源化・再利用を計画的に進めます。 ・製品の製造に当たっては、再生資源やリサイクル品などを積極的に利用するとともに、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実など製品の長寿命化に努めます。 ・過剰な包装・梱包の見直しやレジ袋の削減、通い箱の使用など、廃棄物の排出削減に努めます。 ・食品販売や食事サービスの提供などに当たっては、適切な在庫管理や提供方法の工夫により食品廃棄物の削減に努めます。 ・産業間の連携等による資源の適正・効率的な循環利用を推進し、ゼロ・エミッションの実現に向けた取組を進めます。 ・「信州リサイクル製品」など再生品の積極的な利用を進め、限りある資源の循環的利用を促進します。 ・事業活動に当たっては、サービサイジングなどの新たなサービスを積極的に導入します。 ・農業用廃プラスチック類等の適正処理に努めるとともに、排出量の抑制に向け、生分解性マルチ等の活用を進めます。 ・家畜排せつ物等の有機性資源の有効活用による土づくりに努めます。 ・排出者責任についての理解を深め、廃棄物条例に基づく「排出者の講ずべき措置」を的確に実施します。 ・廃棄物の管理や処理に当たっては、関係法令を遵守し、適正かつ安全に行います。また、処理の委託に当たっては、書面により契約を締結した上でマニフェストを交付し、最終処分まで適正に処理されたことを確認します。 ・地域社会での資源物回収への積極的参加など循環型社会の構築や地域の美化に貢献するCSR活動を展開します。また、不法投棄の防止について従業員に対する啓発に努めます。

(5) 参加と連携

～環境パートナーシップの確立
と環境を軸とした
経済・地域の活性化～



県民

- ・子ども達は、学校や地域で学んだ環境保全の意識・取組を、家族にも伝えます。大人達は、子ども達への環境学習の機会の提供に努めます。
- ・家庭や地域で、自然体験や省エネルギーに関する活動などの自主的な環境学習・環境教育に取り組みます。
- ・地域の自然や文化を守るとともに、環境学習の場に積極的に参加します。
- ・家庭、学校、職場等、日常の暮らしのすみずみで、「もったいない」を実践します。また、家庭でも幼い頃から「もったいない」の気持ちを育みます。
- ・森林のもつ公益的機能を十分に理解し、流域内の住民の交流を通じて、その保全に努めます。
- ・循環型資源である森林や木材に関する「木育活動」や環境学習の場に積極的に参加し、森林づくりなど環境保全への理解を深めます。
- ・環境ボランティア団体やNPO、企業などが行う環境保全活動に協力します。
- ・環境保全の取組・活動や地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・環境保全活動を積極的に行う企業の、環境にやさしい製品やサービスを選択するようにします。
- ・「農村環境保全活動」や「地産地消」等に積極的に取り組みます。
- ・エコファーマーを支援し、県産農産物の利用に努めます。

事業者

- ・企業の環境報告書を公表するとともに、環境保全の取組について子ども達をはじめとした地域住民に見学などを通して紹介するなど、地域の環境学習に協力します。
- ・環境保全を担当する従業員に対する研修を行うなど、従業員の資質向上に努め、企業の環境人材の育成を推進します。
- ・従業員やその家族に対して、美化活動への参加誘導や企業の環境保全の取組を広く紹介するなど、環境に対する意識の高揚に努めます。
- ・農業・農村体験等の受入に協力する等、都市農村交流の促進に寄与します。
- ・体験を通じた環境学習ができる、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等の旅行商品開発を進めます。

- ・地域の環境保全活動に住民とともに積極的に参画するなど、環境 CSR 活動を推進します。
- ・製品の開発や製造からその販売、使用、廃棄に至るまでの環境への負荷を総合的に評価するライフサイクルアセスメント手法を導入し、環境への負荷の少ない製品開発や製造工程の改善など環境調和型産業を構築します。
- ・産地ぐるみでエコファーマーの認定取得を目指すなど、農薬や肥料を適正に使用した環境にやさしい農業を推進します。
- ・農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を生かしたバイオマスの利活用を進めます。
- ・適正な給餌管理を行うなど、水環境へ負荷を与えない水産養殖業を推進します。
- ・高い品質を確保した信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給します。
- ・県産材の利用や省エネルギーへの配慮など、環境配慮型住宅の普及を進めます。
- ・環境保全に寄与する技術開発や新たなビジネスモデルの構築など、環境ビジネス等の振興に努めます。

【用語解説】

* エコマーク

環境への負荷が少ない等、環境保全に役立つと認められている商品につけるマークで、(財)日本環境協会が認定を行っている。

* グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品の積極的利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。(財)古紙再生促進センターが認定。